答 弁 第 四 四 一 号平成二十七年九月二十九日受領

内閣衆質一八九第四四一 号

平成二十七年九月二十九日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

麻 生 太 郎

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員宮崎岳志君提出TPP交渉の情報開示に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

## 一及び二について

があること等を踏まえて、 外国との通商を規制する権限が付与されていること、また、 がその事務を行うこととされていること、また、特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八 これを罰則により担保する規定がないこと、他方、 いて、我が国においては、日本国憲法第七十三条により、外交関係の処理及び条約の締結について、 御指摘の甘利経済再生担当大臣の発言は、 第三条第一項に規定する特定秘密に該当するものを除いては、国会議員に対して、守秘義務を課し、 我が国が米国と同様な情報提供を国会議員に行うことは困難であることを述べ 環太平洋パートナーシップ協定交渉に関する情報の提供につ 米国においては、 同国議会議員による秘密漏えいに関する法令 同国の憲法により同国議会に対し諸 内閣

たものと承知している。